

製菓衛生師法

第三条 製菓衛生師の免許（以下「免許」という。）は、製菓衛生師試験に合格した者に対して与える。

第六条 第八条第二号の規定により免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者には、免許を与えない。

第六条の二 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者には、免許を与えないことがある。

第七条 都道府県に製菓衛生師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

2 免許は、製菓衛生師名簿に登録することによつて行なう。

3 都道府県知事は、免許を与えたときは、製菓衛生師免許証を交付する。

製菓衛生師法施行令

第一条 製菓衛生師の免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、これを住所地の都道府県知事に提出しなければならない。

第二条 製菓衛生師名簿（以下「名簿」という。）に登録する事項は、次のとおりとする。

一 登録番号及び登録年月日

二 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、氏名、生年月日及び性別

三 免許の取消しに関する事項

四 その他厚生労働省令で定める事項

製菓衛生師法施行規則

第一条 製菓衛生師法施行令（昭和四十一年政令第三百八十七号。以下「令」という。）

第一条の製菓衛生師の免許の申請書には、免許の取消処分を受けたことの有無並びに取消処分を受けたことがある場合には、その理由及び年月日を記載しなければならない。

2 令第一条に規定する厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し）

二 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書

三 製菓衛生師試験合格地の都道府県知事と異なる都道府県知事の免許を受けようとする者にあつては、当該試験に合格したことを証する書類

第二条 令第二条第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 製菓衛生師免許証の書換え交付又は再交付に関する事項
- 二 登録の消除に関する事項

第三条 製菓衛生師免許証は、別記様式によるものとする。

製菓衛生師法施行細則

第六条 次の各号に掲げる申請書は、当該各号に定める様式によらなければならない。

- 一 令第一条に規定する申請書 様式第三